

重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業実施要領

制 定 平成 31 年 2 月 22 日 第 1 号
独立行政法人日本貿易振興機構
改 正 令和元年 5 月 30 日 第 3 号

第 1 趣旨

T P P 11 や日 E U ・ E P A 発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 食産第 4406 号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、T P P 11 参加国や E U 等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ（コメ・コメ加工品に係るものを除く。以下同じ。）等についての集中的な販売促進等や新たなフードバリューチェーンを形成するための取組を行う事業を実施する。

事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第 2 事業実施者

第 3 の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、(1) に掲げる団体等であって、(2) の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合又は独立行政法人
- (2) 要件
 - ① 事業を行う意思及び具体的計画並びに事業を的確に実施できる能力を有する団

体であること。

- ② 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- ③ 事業を実施することにより得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- ④ 日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- ⑤ 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第3 事業の内容

ジェットロは、第2の要件を満たす事業実施者が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、第3の1(2)のうち、別表第1の第2の欄のただし書に掲げる取組に要する経費を除く。

1 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等

T P P 11 参加国やE U等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ等について、明確な成果目標を設定した上で次の取組を実施する。

(1) 分野・テーマ別のP R活動

多様な媒体を通じた宣伝活動、セミナーの開催、展示会への参加、海外バイヤーやレストラン関係者等の国内への招聘等によるP R活動を輸出拡大が見込まれる分野・テーマを設定した上で実施する（特定の地域や産地のみの商品等に係るものを除く。第3の1(2)の取組と連携するなど、具体の成約等の成果が見込める取組に限る。）。

(2) 分野・テーマ別の販売促進活動

展示会、国内外の商談会の開催・参加、海外バイヤー等を招へいした商談等を輸出拡大が見込まれる分野・テーマを設定した上で実施する（特定の産地や地域のみの事業者が取り組むものを除く。）。

2 フードバリューチェーントータル実証

T P P 11 参加国やE U等の国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、流通・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、

ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のフードバリューチェーンを形成するため、次の取組のうち1つ又は複数の組み合わせによる実証的取組を明確な成果目標を設定した上で実施する。

(1) 生産段階の取組

輸出に適した品種・栽培方法への変更、輸出先国・地域のニーズに応じた規格等への変更、衝撃に強い梱包資材の導入、輸出先国・地域の残留農薬基準等に対応した生産管理、低コスト栽培技術の確立のための実証ほ場の設置等

(2) 加工・貯蔵段階の取組

品質を保持するための新たな冷凍・冷蔵技術の導入、賞味期限の延長を可能とする製法・梱包資材の導入、輸出先国・地域の規制等（添加物・表示等）への対応、輸出先国・地域ニーズに応じた商品の改良・開発等

(3) 物流・輸送段階の取組

産地と消費地を結ぶコールドチェーンの確立による流通の高度化や、地域商社等が複数業者の商品を物流拠点に集約し大規模ロットで流通の低コスト化を図る取組等

(4) 販売段階の取組

輸出先国・地域の食のライフスタイルや健康志向等のニーズを踏まえた新たな販売促進の方法や輸送ルートの開拓の取組、海外における産直市場の設置等による新たな販路の確立等

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

第3の事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。また、事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第7の1(2)重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等に係る事業実施計画に記載しなければならない。

- (1) 委託先が決定している場合には、委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、第3の事業を実施するために直接必要な経費であって、第3の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表第1の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。

第5 補助金額

重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業に係る補助金の額は1,400,600千円であり、この範囲内で第3の事業に必要な経費を助成する。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

第6 事業実施期間

第3の事業の実施期間は、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の日から令和2年3月13日までとする。

※ 上記の事業実施期間については、交付要綱に基づき農林水産省に届出をしているところであり今後変更があり得る。

第7 事業実施等の手続

1 事業の公募等

(1) ジェトロは、第3の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募を行い採択するものとする。

公募選考会は、第3の1の事業については、TPP11参加国やEU等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ（重点分野・テーマの例は以下のとおり。）を定めた上で審査を行うものとする。

<重点分野・テーマの例>

- ・新規解禁国等での日本産畜産物ブランドの定着・価値向上の推進
- ・近年需要が高まっているEU・米国等における花き専門の展示会等でのPR・販売強化
- ・欧米等からの海外バイヤーの茶産地への招へいやインバウンド需要を取り込むためのPR・販売強化
- ・内装材や家具・建具等木材製品の市場開拓・輸出拡大のためのPR・販売強化
- ・海外ニーズの高い高品質の特用林産物の生産・加工等技術の実証、海外バイヤー等に向けたPR・販売強化
- ・海外バイヤー等の養殖現場等への招へいや輸出先国の外食産業や小売業における水産物の試験販売
- ・菓子・パスタ等について、日本ブランドの定着・拡大のため、海外におけるPR・販売
- ・海外商流を持つ地域商社等を活用した販路開拓

(2) 事業実施者は、(1)の公募に応募する際は、別記様式第1号により重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等に係る事業実施計画及び補助金の交付申請（以下「分野・テーマ別等事業実施計画等」という。）を作成し、ジェトロに提出するものとする。

事業実施者は、分野・テーマ別等事業実施計画等を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (3) 公募選考会は、事業実施者が第 2 の要件に合致する者であるか、提出された分野・テーマ別等事業実施計画等が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分考慮して設定されているか等についての審査を行うものとする。

なお、ジェトロは、事業実施者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

① 審査の基準

ア 事業実施者の適格性について、次の項目について審査するものとする。

なお、分野・テーマ別等事業実施計画等の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

- ・ 事業実施者が第 2 の要件に合致する者であるか
- ・ 実施体制の適格性
- ・ 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

イ 事業内容及び実施方法について、次の項目について審査するものとする。

- ・ 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ・ 実施方法の効率性
- ・ 経費配分の適正性

ウ 事業の効果について、次の項目について審査するものとする。

- ・ 期待される成果
- ・ 波及効果

エ 第 3 の 1 の事業に係る分野・テーマ別等事業実施計画等のうち、重点分野・テーマに該当するものについては、審査において考慮する。なお、第 3 の 2 の事業に係る分野・テーマ別等事業実施計画等であっても、重点分野・テーマに該当し、第 3 の 2 の事業を活用して事業を実施することが適当である場合には同様とする。

- (4) 審査結果の通知等

① ジェトロは、(3) の公募選考会での審査の結果（採択又は不採択）を当該分野・

テーマ別等事業実施計画等を提出した事業実施者に対し通知するものとする。

採択の通知（②の場合を除く）をする場合には、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を併せて行い、その旨通知することができる。

- ② ジェトロは、採択の通知をする場合には、採択の条件を付すことができる。
- ③ ②の通知を受けた事業実施者は、通知を踏まえた内容の分野・テーマ別等事業実施計画等を作成し、ジェトロに再提出することができる。再提出しない場合には、通知を受けた日から 7 日以内にその旨を記載した書面をジェトロに提出しなければならない。
- ④ ジェトロは、事業実施者から③により分野・テーマ別等事業実施計画等の再提出があった場合は、②の通知内容と確認し当該通知の内容と適合している場合には、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を行い、その旨通知するものとする。

2 分野・テーマ別等事業実施計画等の取り下げ

事業実施者は、1（4）の分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知を受けた後、分野・テーマ別等事業実施計画等を取り下げようとするときは、通知を受けた日から 7 日以内にその旨を記載した書面をジェトロに提出しなければならない。

3 分野・テーマ別等事業実施計画等の変更

事業実施者は、以下に該当する分野・テーマ別等事業実施計画等の変更を行う場合には、あらかじめ別記様式第 1 号により分野・テーマ別等事業実施計画等変更承認申請書をジェトロに提出しその承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業目的の変更及び事業の追加
- (3) 全体事業費の 30%を超える増減
- (4) 第 3 の 1（1）及び（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減
- (5) 第 3 の 2（1）から（4）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減
- (6) 第 3 の 1 及び第 3 の 2 の経費の相互間における経費の増減

4 事業遂行状況の報告

事業実施者は、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定に係る年度の 12 月末現在において、別記様式 3 号により遂行状況報告書を作成し、翌月末までにジェトロに提出するものとする。ただし、別記様式第 4 号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

5 事業遅延の届出

事業実施者は、事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂

行が困難となった場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類をジェットロに提出しなければならない。

6 概算払請求

事業実施者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第2号の概算払請求書をジェットロに提出するものとする。

なお、概算払の請求は、ジェットロが指定する日以降とする。

7 実績報告

- (1) 事業実施者は、事業を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又令和2年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書を作成しジェットロに提出しなければならない。
- (2) 第7の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第7の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額((1)の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにジェットロに報告するとともに、ジェットロの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりジェットロに報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

- (1) ジェットロは、7(1)の規定に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知する。
- (2) ジェットロは、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) (2)の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期

間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 8 事業の着手

事業実施者は、原則として、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定後に着手するものとする。

第 9 事業の成果目標

事業実施者は、別記様式第 1 号に輸出を拡大するための、明確な成果目標を設定する。

第 10 分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の取消し等

1 ジェトロは、第 7 の 3 (1) の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 の 1 (4) の分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等の基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、補助金を分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定のあった事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、事業の実施に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 ジェトロは、1 の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 ジェトロは、1 (1) から (3) までの規定に基づく取消しをした場合において、2 の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2 の規定に基づく補助金の返還及び 3 の規定に基づく加算金の納付については、第 7 の 8 (3) の規定を準用する。この場合において、同項中「(2) の規定による補助金」とあるのは、「2 の規定に基づく補助金の返還及び 3 の規定に基づく加算金の納付」と読み替えるものとする。

第 11 補助金の経理

1 事業実施者は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施者は、1 の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、1 の帳簿とともに、事業終了の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第12 財産の管理等

- 1 事業実施者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。なお、事業実施者による取得財産等の処分については、適正化法等における補助事業者等に係る規定に準ずるものとする。

第13 特許権等の帰属

事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守る必要がある。

また、事業の一部を事業実施者から受託する団体にあっても同様に次の条件を守る必要がある。

- (1) 事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なくジェトロに報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 事業期間中及び事業終了後5年間において、事業実施者及び事業の一部を受託する団体は、事業の成果である特許権等について、国以外の事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前にジェトロと協議して承諾を得ること。

事業実施者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第14 事業成果等について

事業実施者は、事業により得られた成果について、広く普及・啓発に努めること。また、事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがある。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が事業によるものであること及び論文等の見解がジェトロの見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等についてはジェトロに提出すること。

第15 ジェトロによる事業成果等の評価に係る協力

事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、ジェトロによる評価を行う。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがある。

第16 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をジェトロに納付させることがある。

第17 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額にかかる国費相当額をジェトロに納付する。

第18 その他

1 事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

補助金 = (補助対象経費 - ((補助事業の実施により発生した収入 - 当該収入を得るに要した費用 (補助事業に要した経費を除く)) - 補助事業に要した経費のうち補助対象外経費)) × 補助率

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、ジェトロが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による

別表第1

第1 事業の内容	第2 補助対象経費	第3 補助率
1 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等		
(1) テーマ・分野別のPR活動	旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合を除く）	定額
(2) テーマ分野別の販売促進活動	旅費（事業実施者が国内で開催する商談会等に参加し、自らの商品の販売促進活動を行う事業者に係るものを除く）、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合及び自らの商品の販売促進活動を行う事業者に係るものを除く） ただし、次に掲げる取組は対象としない。 ①ジェトロが開催する食品総合商談会への参加 ②国内で開催される見本市等への出展（事業実施者が開催する商談会等を除く） また、ジェトロが海外で開催される食品総合見本市に設置するジャパンパビリオンへの出展料は対象としない。 ※以下参照	1/2 以内
2 フードバリューチェーントータル実証	旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費	定額（ただし、機器等のリース費は1/2 以内）

※見本市等へ出展する場合の経費

・ジェトロが海外で開催する食品総合見本市出展：出展料は補助対象外。その他旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合及び自らの商品の販売促進活動を行う事業者に係るものを除く）は1/2 以内で補助対象。

・海外の食品専門見本市に出展：出展料を含む旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合を除く）は1/2 以内で補助対象。

<経費の内容>

○旅費

交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施者が行う事業に必要な旅費とする。学識経験者等の招へいに要する国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む。

単価については、事業実施者の旅費支払規程や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、単価を設定するものとする。交通費及び宿泊費は最も安価なチケット等を利用するよう努める。申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

○謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。

単価については、事業実施者の規程や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

○委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

○賃借料及び使用料

事業を実施するために必要な会議室等の使用料、展示会の開催会場の会場賃借料（小間借上料）のほか、備品の使用料等とする。事業実施者が所有する会議室を使用する場合は、会場使用料を支払うことはできない。

○需用費

事業を実施するために必要となる消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通信運搬費、通訳費、広告料、印刷費、資料作成費、料理デモ等で使用する食材費、展示会出展等に係る物品等の輸送費、送金手数料等とする。

○賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料整理・収集、調査の補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の単価は、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、賃金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

○人件費

本事業に直接従事する者に事業実施者が支払う実働に応じた対価とする。人件費の算定方法を示す書類、業務日誌等、精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林

水産省大臣官房経理課長通知) によるものとする。申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、人件費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

※申請できない経費

- ・建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- ・事業の実施に当たり必要な業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を行わせるために臨時に雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・補助金の交付決定前に発生した経費
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- ・農林水産物等の購入に要する経費（ただし、第 3 の 1（1）及び第 3 の 2 の事業を実施する場合の料理デモ等に使用する食材の購入に要する経費を除く。）
- ・1 件（個）当たりの購入価格が 5 万円以上の物品の取得に要する経費及び 1 件（個）当たりの購入価格が 5 万円未満の物品のうちパソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- ・日本産農林水産物・食品の PR 等を目的としない飲食費（第 3 の 1 の事業において、海外バイヤー等を国内へ招へいする場合に限る。事業実施者の飲食費は除く。）
- ・査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- ・食材の輸送に係る関税等公租公課に要する経費
- ・宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- ・粗品やノベルティグッズの購入経費
- ・事業実施主体の他の事業と区分できない経費
- ・本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費